

TMBニュース



税理士法人 トータルマネジメントブレイン URL: <http://www.tsubota-tmb.co.jp/> 平成 28 年 7 月 12 日発行
 有限会社 トータルマネジメントブレイン Mail: tmb@tkcnf.or.jp 担当: 大北 裕子
 【大阪本部】〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町 5-17 アクティ南森町 6F TEL: 06-6361-8301 FAX: 06-6361-8302
 【東京支店】〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-2-14 日本ビルディング 3 号館 3F TEL: 03-6231-1576 FAX: 03-6231-1577

相続税額の計算（あん分割合）について

相続等により財産を取得した人が納付すべき相続税額は、相続等により取得した財産が被相続人の総財産のうち
 に占める割合（あん分割合）で決定します。このあん分割合は原則として納税者が選択できるのですが、税務当局
 と争った場合にはどうなるのでしょうか？裁決で確認してみましょう。（国税不服審判所 平成 24 年 12 月 14 日裁決）

1. 事実の概要

納税者が行った相続税申告のうち、土地評価に誤りがある等として、税務署長が相続税の更正処分等を行いました
 た。また、この更正処分は納税者の選択した端数調整方法により相続税額を計算したので、調整割合については双方
 方に争いはありませんでした。

2. 関連法令の確認 まず、あん分割合について説明します。

(1) 相続税法 17 条（各相続人等の相続税額）

相続又は遺贈により財産を取得した者に係る相続税額は、その被相続人から相続又は遺贈により財産を取得し
 たすべての者に係る相続税の総額に、それぞれこれらの事由により 財産を取得した者に係る相続税の課税価格が
当該財産を取得したすべての者に係る課税価格の合計額のうちに占める割合を乗じて算出した金額とする。

(2) 相続税法基本通達 17-1（あん分割合）

上記の割合に 小数点以下 2 位未満の端数がある場合において、その財産の取得者全員が選択した方法により、
 各取得者の割合の合計値が 1 になるようその端数を調整して、各取得者の相続税額を計算しているときは、これ
 を認めて差し支えないものとする。なお、上記の方法を選択した者について相続税額を更正する場合には、その
 選択した方法によって相続税額を計算することができるものとする。

3. 裁決

ところが、裁決では、あん分割合の規定等は、次のように解すべきであると判断されたのです。

- ①相続税法 17 条では端数調整に関する規定を設けていないことからすると、原則として端数調整を行わないこ
 とが相当であるが、相基通 17-1 では、取得者全員の合意があれば、あん分割合に小数点以下 2 位未満の端数
 ある場合においては端数調整を認めて差し支えない（更正の場合も含む。）とされている。
- ②相基通 17-1 の更正をする場合の通達の定めは、強制するものではなく任意とするものである。
 これは、通常更正をする場合には、各財産取得者が当初申告した取得財産及びその評価額につき、更正におい
 ては異なる判断がされる（=各財産取得者の相続税の課税価格が更正の前後で異なる額）ことが多く、各財産取得
 者全員が当初申告において選択した端数調整方法を更正において用いると、各財産取得者全員又はその一部の
 者の意に反する結果となるおそれがあると解される。
- ③更正をする場合において、各財産取得者全員が当初申告において選択した端数調整方法を用いること
 ができるのは、例えば、更正の前後において各財産取得者全員の相続税の課税価格に増減がない場合等、極めて限定的
 に解するのが相当である。

4. まとめ <例> 【あん分割合の調整をしない場合とした場合の比較】（単位：千円）

	被相続人	相続人A	相続人B
課税価格	412,000	260,000	152,000
相続税総額	114,000		
あん分割合(通常)	1.00000000	0.6310679612	0.3689320388
あん分割合(調整)	1.00000000	0.63	0.37
税額(通常)	114,000	71,942	42,058
税額(調整)	114,000	71,820	42,180

左記のように、あん分割合を調整する場合とそうでない場合とでは、各人が負担する税額に変動が生じます。
 たとえ、税務署長がそのあん分割合を認めたとしても、今回の裁決によると、あん分割合の調整をした相続税
 申告に更正処分が下された後、異議申立て、審査請求を行うと、あん分割合の調整がなくなることが明確に
 されました。ただし、審査請求はあくまで、その更正

処分を取り消すか否か等を争うだけなので、網がけの部分の税額で最終決定する場合があります。左記の例の場合、
 被相続人に係る相続税額 114,000 千円が、114,122 千円となる可能性があるということです。よって、あん分割合
 を調整して申告を行う場合には、相続税の総額が増えるというリスクがあることも知った上で判断しなければなり
 ませんので、ご注意下さい。相続税の申告にあたっては、是非ご相談ください。